

26. 法律事務所に所属するソーシャルワーカーの 業務および専門性に関する基礎的研究

- 尾崎力弥 (弁護士法人岡山パブリック法律事務所/社会福祉士)
宮田千佳子 (熊田法律事務所/社会福祉士)
伊藤清郁 (弁護士法人岡山パブリック法律事務所/社会福祉士)
森亮介 (弁護士法人岡山パブリック法律事務所/社会福祉士)

【研究目的】

我が国においてソーシャルワーカーが在籍している法律事務所は、わずかである。また、量的にも質的にもその実態は明らかになっていない。法律事務所における依頼者の中には社会的困難を抱えた方も多い。弁護士による法的解決のみでは本質的解決につながらない場合が少なくなく、ソーシャルワーカーが弁護士と協働し支援にあたる意義は大きい。本研究では、法律事務所におけるソーシャルワーカーの業務内容やその背景等を明らかにすることを通じ、今後の普及の方途を検討する。

【研究の必要性】

我が国において、ソーシャルワーカーが在籍している法律事務所はごくわずかである。また、その実態は量的にも質的にもほぼ把握されておらず、法律事務所におけるソーシャルワーク実践はまだまだ萌芽期にある。

法律事務所の依頼者は、社会的困難を有している方が多く、表面化した問題の法的解決・法的権利擁護のみでは不十分とならざるを得ない場合が散見される。ソーシャルワーカーが弁護士と協働して支援に当たることで、依頼者に内在する生活課題や社会的課題を発見・解消し、問題の本質的解決につなげることが可能となる。

また、法的ニーズを有する方が、本人の障害、経済的課題、物理的課題、事案の困難性、不採算性、心理的障壁等により法律事務所・弁護士にたどり着きにくいという「司法アクセス障害」も憂慮すべき課題である。法律事務所所属のソーシャルワーカーが地域の様々な社会資源（行政機関、福祉関係機関、住民組織、専門職団体等）へアプローチを行うことなどを通じて、これらのアクセス障害が解消されることも期待できる。

さらに、法律職と福祉職が協働して組織開発を行ったり、社会課題の解決のために行政へアプローチを行ったり、行政計画策定に携わる等の制度政策の変革を行っていく際に、法律事務所所属のソーシャルワーカーがその拠点となり司法と福祉の橋渡しを行う機能を果たすことも可能である。

以上のように、法律事務所にソーシャルワーカーが所属することは、個人や家族（マイクロレベル）への影響にとどまらず、地域・組織（メゾレベル）や、制度・政策（マクロレベル）への影響を与えうる可能性を有するものである。

研究代表者の所属する法律事務所ではこのような司法ソーシャルワーク実践を15年以上積み重ね、現在は15名程度のソーシャルワーカーが所属している。そのことで、地域における重要な社会資源となっており、地域社会変革へも一定程度寄与しているといえる。一方で、法律事務所におけるソーシャルワーカーの雇用は、全国的にみれば微増に留まっているとみられる。ましてや、複数名のソーシャルワーカーが在籍している事務所は全国的にもおおよそ見当たらない。

医療分野においては医療ソーシャルワーカーが普及し、多くの病院・医院にソーシャルワーカーが配置されるに至っている。またその他の機関においても、ソーシャルワーカーの配置が進んできた。

法律事務所にソーシャルワーカーが配置されることは上述のような社会的効果が期待されるにも関わらず、その普及には至っていない現状がある。本研究では、研究代表者および共同研究者などのネットワークを活用し、また全国各地の法律事務所に所属するソーシャルワーカーに呼びかけを行い、法律事務所に所属するソーシャルワーカーについて、その位置づけ・業務・役割等について明らかにすることを通じて、今後、我が国において法律事務所に所属するソーシャルワーカーが普及するための基礎的研究を行うこととする。

【研究計画】

①研究会の開催

「法律事務所ソーシャルワーカーの会」（以下、研究会という）を組織化し、開催する。開催の趣旨を周知し、賛同するソーシャルワーカーの参加を募る。1か月に1回程度のペースで研究会を開催する。開催方法は、原則オンライン（ZOOM）開催を予定。

②調査の実施

研究会において、各法律事務所におけるソーシャルワーカーの採用に至った背景・経緯、雇用形態、所属人数を確認するとともに、ソーシャルワーカーが取り組んでいる事件の種別、事務員との兼務の有無、やりがい、苦勞、などについて調査を行う。

③評価分析および普及ツール作成・配布

調査結果についてその評価および分析を行い、普及ツール（リーフレット）の作成および配布（弁護士会や社会福祉士会等）を行い、普及啓発を行う。

【実施内容・結果】

1) 研究会（法律事務所のソーシャルワーカーの会）の概要

研究会は1か月に1回のペースで計10回開催された。参加は、全国各地から7事務所となった。毎回おおよそ10名程度が参加した。初回の研究会では、まず研究方法や手法について協議し、調査のためのシートを作成した。2回目以降の各回の研究会では、そのシートを用いて各事務所から各自の活動についての報告（60～90分程度）を行い、それに対して他の参加者からの質疑応答（30～60分）を行い、議論を深めた。最終回では、各回の議論をもとに、重要項目についてさらに協議・検討を行った。

2) 調査の対象

ソーシャルワーカーを雇用する以下の7事務所を調査対象とした。事務所概要は以下の通りである。

①事務所名②開設年③所在地④SW業務⑤事務所数⑥弁護士数⑦事務員数（SW兼務）⑧SW専従者数

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
弁護士法人 岡山パブリック法律事務所	2004	岡山県 岡山市他	成年後見業務/刑事事件 民事事件/地域資源開発、等	5	15	50	15
熊田法律事務所	1992	愛知県 名古屋市	法律事務/成年後見業務 後見アドバイザー業務、等	1	4	4 (1)	0
弁護士法人 金沢税務法律事務所	2013	石川県 金沢市	成年後見業務 障害者相談支援事業所	1	3	3	2
弁護士法人 アール総合法律事務所	2009	愛知県 半田市	法律事務/成年後見業務 刑事事件/生活支援、等	1	2	5 (1)	0
あおい総合法律事務所	2007	愛知県 名古屋市	法律事務 成年後見業務	1	1	2 (1)	0
丹有法律事務所	2012	兵庫県 丹波市	成年後見業務/各種委員活動 講演活動/法律事務	1	1	3	1
弁護士法人 多摩パブリック法律事務所	2008	東京都 立川市	成年後見/各種相談対応 地域資源開発	2	13	3	3

3) 調査の内容

主な調査項目は、以下の通りである。

調査シートへの記載のうえ、口頭での報告を受け、その後に質疑応答による調査を行った。

○主たる弁護士：専門的に扱っている業務/略歴/福祉分野に関わった経緯/福祉専門職を雇用に至った経緯

○ソーシャルワーカー概要：勤務形態/勤続年数/業務内容/経歴/入職経緯/入職の動機

○SW業務内容：事件種別の内訳/専門的業務割合/週間や一日の過ごし方/裁量/弁護士との連携/事務員との連携/SWとの連携

○養成・育成・キャリア：自分が受けた教育内容/自分が行う教育内容/キャリア形成の仕組み/キャリアの現状/キャリアの今後の見通し

○効力感・負担感：事務所の魅力/業務内容の課題等/働きやすさ/待遇等の課題/これまでに感じたやりがい/特に苦勞したこと

○これまでの課題への対応・達成したこと：ソーシャルワーカー個人の課題/事務所としての課題

○今感じている課題：ソーシャルワーカー個人の課題/事務所としての課題

4) 評価・分析の結果

評価・分析の結果として、主たるものは以下の通りである。

○弁護士について

- ・高齢者障害者支援への興味関心がある傾向がみてとれた
- ・弁護士業務開始前に、他の職務経験を有していた

○ソーシャルワーカーについて

- ・全員が前職の経験を有する者であり、それぞれの専門分野を活かして業務にあたっている
- ・業務のモデルやロールモデルがないことが多く、試行錯誤しながら業務にあたってきた
- ・未知の業務を開拓していこうという意欲と気概を有している

○業務内容について

- ・全事務所が成年後見業務に取り組んでいた
- ・事務所ごとに取り組む分野や業務内容には相違点がある

○専従・非専従（事務職兼務）に関連して

- ・専従ソーシャルワーカーは、裁量が大きく、弁護士との関係性について対等性が強い傾向がある
- ・複数名のソーシャルワーカーを雇用している事務所は、裁量の大きさと、弁護士との対等性がある傾向が強い
- ・事務職兼務によって、司法の具体的知識や対処方法を習得し有していることで幅広い視点での対応が可能となる傾向がある

○ソーシャルワーカーが所属する効果について

- ・依頼者との援助関係構築、法的解決のみならず生活支援ができる点で支援の質が向上した
- ・事務所の組織改善や、地域連携によるアクセス障害解消、資源開発やソーシャルアクションが可能となる

○課題について

- ・リーガル（司法）ソーシャルワーカーとしての専門性の確立、それに伴う養成・育成の確立
- ・事務所内での専門性地位の確立、採算性の向上、待遇の向上

5) 普及啓発に向けて

研究会での成果を踏まえ、普及啓発リーフレット作成を行った。（次頁参照）雇用する立場である弁護士をメインターゲットとして、ソーシャルワーカーとは何か、ソーシャルワーカーとの協働での業務内容・メリット、採用形態、各事務所の実際の声（SW・弁護士）を掲載した。また活動に興味関心あるソーシャルワーカーにも手にとってもらい、研究会への参加も呼びかけた。

普及啓発リーフレットの配布先は、47都道府県弁護士会（成年後見業務を所管する高齢者障害者委員会）および47都道府県社会福祉士会とし、更に興味関心ある会員への配布を呼びかけた。配布方法は郵送とした。連絡先メールアドレスを明記して問い合わせにも対応できるようにし、興味関心ある弁護士・ソーシャルワーカーからの質問・意見をもとに本研究を更に進展させていくことを意図している。

ご存じですか!? 知ってください!

法律事務所にソーシャルワーカー!

社会福祉士
精神保健福祉士

法律事務所で、ソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）が雇用されはじめています。

法律事務所に所属するソーシャルワーカーが弁護士と協働することによって、これまでそれぞれが個別ではなしななかった成果をあげることができることが分かってきました。

しかしまだ一般的にはそうした活動の認知度は低く、全国的な普及には至っていません。このご案内は、法律事務所のソーシャルワーカーの活動を認知していただき、今後仲間が増えていくことを目指して作成いたしました。

この案内を手にとっていた皆様に知っていただくことから、全国各地での【弁護士 × ソーシャルワーカー】の協働を、より加速させていくことができれば、と願っています。

社会福祉士・精神保健福祉士ともいます。高齢者・障害者・児童をはじめとする、福祉的なニーズのある方々への相談援助を中心的な業務としています。

福祉事業所・福祉施設・行政機関・病院・などさまざまな機関に所属しています。個人や家庭への支援だけではなく、組織・地域・社会へのさまざまなアプローチを行っています。

司法の分野で活躍しているソーシャルワーカーはなんて呼ばれているの?

リーガルソーシャルワーカー・司法ソーシャルワーカーとも呼ばれています。

ソーシャルワーカーはどんなことができるの?

さまざまな困難を有する依頼者に対して、その方を中心に据えた対応を行うことができます。また、福祉制度や地域の多様な社会資源にも精通しており、つないだり調整したり連携したりすることが得意です。

ソーシャルワーカーがいることでどんな効果があるの?

法的解決だけではなく、依頼者の生活課題の解決や生活の質の向上などに向けたアプローチが可能になります。

その他の効果の例は?

- ・ソーシャルワーカーが地域の顔になることで相談数増加
- ・所内の様々な環境(研修の機会の確保や労働環境等)の改善
- ・社会資源(NPOなど)を創出

司法 弁護士 福祉 ソーシャルワーカー

↑ 連携・協働 ↓

「事務所からの声」は裏面へ

VOICE

ソーシャルワーカーが在籍する “事務所からの声”

金沢税務法律事務所 @石川県

小野有希 社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員

事務所ソーシャルワーカーとして成年後見や更生支援を担当しています。また、事務所内に障害福祉サービス相談支援事業所を設置しています。弁護士との協働で、生活上の課題を法律、福祉の両面から捉え、本人主体の生活の構築から継続継続までに関われることが事務所の強みであり、私達のやりがいです。

鹿島啓一 弁護士（代表弁護士）

ソーシャルワーカーが参画することにより、これまで支援が及ばなかった生活面の支援ができるようになりました。また、福祉機関とのネットワークも広がり、営業面でも効果が出ています。2023年8月からソーシャルワーカー2名(小堺・越村)体制になりました。

岡山パブリック法律事務所 @岡山県

尾崎力弥 社会福祉士（副所長）

現在15名のソーシャルワーカーが在籍しています。当事務所では、弁護士・ソーシャルワーカー・事務員の3者がチームとなっておひとりの方を担当することを通じ、司法・福祉一体型の法人後見を実現しています。そのほか、刑事事件における協働、行政や民間団体との連携、社会資源の創出、ソーシャルアクションなど、弁護士と協働だからこそ思いを形に出来ると実感しています。

高木成和 弁護士（所長）

私は、ソーシャルワーカーと同じチームの一員として、ともに悩みともに生きることにより「支援」がクリエイティブな相互作用であることを学び、幾度となくエンパワメントされました。ソーシャルワーカーは、私を、そして岡山パブリック法律事務所を築き上げてくれた、かけがえのない存在です。

熊田法律事務所 @愛知県

宮田千佳子 社会福祉士

2008年に事務員として採用され、法律事務の傍ら、福祉課題を内含む事業の福祉的支援に携わっています。地域の福祉関係者からは、法律事務所にも社会福祉士がいると相談がしやすいと好評で、やりがいを感じます。これからは司法と福祉の架け橋として活躍したいです。

熊田均 弁護士（所長）

成年後見業務等福祉関連業務が増えたことをきっかけに、社会福祉士の事務員を採用しました。社会福祉士という国家資格の持つ対外的信頼感に加え、福祉知識の整理、対人関係の構築等弁護士では対応しきれない分野で力を発揮して頂き、今や貴重な戦力です。

採用や活動の形態

- 社会福祉士・精神保健福祉士を専門職採用
- 有資格の事務員として採用後、ソーシャルワーカーとして活動

社会福祉士・精神保健福祉士資格をもった事務員を採用

- 事務員として採用後、有資格であったためソーシャルワーカーとしても活動

弁護士事務所併設した形で、社会福祉士事務所を開設

- 事務員として採用後、資格を取得してソーシャルワーカーとしても活動

法律事務所のソーシャルワーカーの会 略称:法ソ会

法律事務所に所属するソーシャルワーカーの交流・研究・普及啓発などを目的として2022年に設立した任意団体です。現在は、オンラインで会議を開催しています。ご興味のある方は、以下までご連絡ください。

連絡先: ozaki@okayama-public-lo.jp 尾崎(世話人代表)

Facebook

上記以外の参加事務所

- ・あい総合法律事務所
- ・アール総合法律事務所
- ・丹有法律事務所
- ・多摩パブリック法律事務所 など

【考察と今後の課題】

本研究を通じ、法律事務所に所属するソーシャルワーカーの交流・研究・普及啓発を行うことができる実践者の組織化を行うことができた。また、一定程度は各事務所の実態とソーシャルワーカーの実践の状況を明らかにすることができた。普及啓発リーフレットの配布後の反響をみつつ、司法・福祉双方の協力者を増やし、研究会の活動を拡大継続していくことが重要であると考えられる。

【使用使途明細】

使途内容	金額
調査謝礼	120,000円
ファシリテーター謝礼	40,000円
文字起こし・編集費	40,000円
リーフレットデザイン料	49,500円
印刷費	11,750円
郵送費	37,000円
振込手数料	2,035円
計	300,285円
助成申請金額(万円単位)	300,000円